

令和5年度税制改正要望の概要 ～政府税制調査会～ その5

政府税制調査会において、相続税・贈与税に関する専門家会合（以下「専門家会合」といいます。）が設置され、今後の相続税・贈与税のあり方について検討されています。今回はその内容と改正の動向を探ります。

1. 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について

政府税制調査会において、相続税・贈与税のあり方について本格的な議論が開始されたのは平成30年からで、令和元年度税制改正大綱に「資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。」と明記されました。

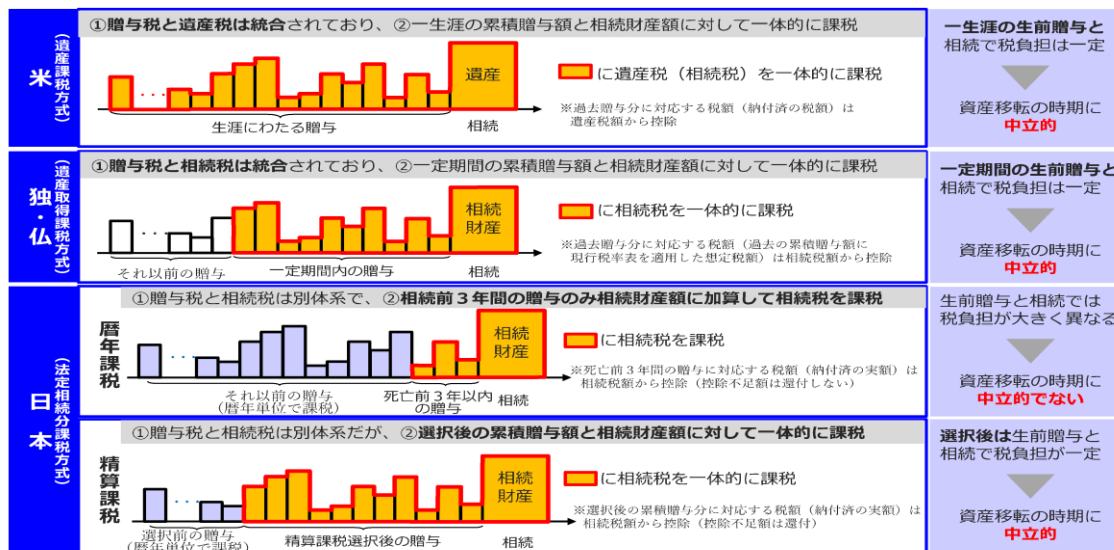
その後、毎年度の税制改正大綱に同様の趣旨のことが継続して記載されています。

政府税制調査会の専門家会合は、令和3年は開催されなかったのですが、令和4年は同年9月16日に専門家会合を設置することとされました。

2. 令和4年10月21日開催の議事録

財務省が資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築について、我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較などの資料を用いて解説しています。

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較



なお、令和4年10月26日に開催された専門家会合の議事録については、非公開とされています。

聞き及ぶところによると、専門家会合の委員は全員、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について賛成の意を表しているようです。また、総会後の会見では、政府税制調査会会長の中里美氏から、暦年課税や基礎控除（110万円）の廃止というようなことではなく、理論的・実務的な観点を踏まえた議論を行うとの話があったそうです。

3. 改正内容の予測（あくまで予測であり私見です。）

	現行制度	予想される改正内容
課税方法	単年分課税	10年間の累積贈与額に対して贈与税を課税？
基礎控除額	110万円（措法70の2の4）	60万円（相法21の5）？
税率	贈与税の税率	相続税の税率？
生前贈与加算と相続税の関係	相続又は遺贈によって財産を取得した者に対する3年以内の生前贈与加算又は相続時精算課税贈与を、相続財産に加算して相続税を課税する	直系卑属（子や孫など）に対して相続開始前10年以内の贈与金額（基礎控除額を控除後）と相続財産に対して相続税を課税する？
生前贈与加算の対象者	相続又は遺贈によって財産を取得した者	直系卑属？
適用開始時期	—	令和6年1月1日以後の贈与から？

なお、改正前に行われた贈与については、現行制度によって課税されるものと予想されます。

この改正が行われると、暦年贈与を活用した相続税対策の封じ込めになり、相当額の増税になります。

（文責：山本和義）